

建指第 1668-3 号

令和2年3月31日

(一社) 茨城県建築士事務所協会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

(公 印 省 略)

茨城県における大規模開発行為の取扱い方針について (参考送付)

このことについて、市街化調整区域における大規模 (敷地面積 5 ha 超) 開発行為の取扱い方針として、別添のとおり県内各市町村 (施行時特例市を除く) に通知しましたので、参考送付します。

※添付資料 : 令和2年3月31日付け建指第 1668-1 号通知

担当 : 茨城県土木部都市局建築指導課

宅地グループ 清水, 関根

電話 029-301-4732

建指第 1668-1 号

令和 2 年 3 月 31 日

各市町村長（施行時特例市を除く） 殿  
（開発許可担当課扱い）

茨城県土木部都市局建築指導課長  
（公 印 省 略）

茨城県における大規模開発行為の取扱い方針について（通知）

このことについて、平成 19 年 11 月 30 日施行の都市計画法改正以降、実務的に個別に対応してきたところであるが、今般、法の趣旨に従い、下記により取扱うことを徹底するので通知します。

つきましては、県開発審査会に付議する案件等において遺漏のないよう留意願います。

記

「大規模開発行為の取扱い方針」を以下の通り定める。

1. 大規模開発行為の取扱い方針：

市街化調整区域における大規模（敷地面積 5 ha 超）開発行為への対応については、地区計画の導入を基本として、予め、都市計画部局と調整すること。

2. 調整結果の取扱い：

都市計画部局の判断結果を優先して、大規模開発行為の取扱いの方向性を整理すること。この場合、都市計画部局の判断結果が明確になるように、課をまたぐ協議調整は文書で取り交わしておくこと。

【 取扱いの方向性の整理 】

- ①地区計画を導入（基本の取扱い）
- ②地区計画を導入せずに個別開発
- ③開発を制限

担当：茨城県土木部都市局建築指導課  
宅地グループ 清水，関根  
電話 029-301-4732